

「とびまる」及び「ひらちゃん」取扱要領

(令和6年11月20日 決裁)

(目的)

第1条 本要領は、平戸市をあごの産地として浸透及び定着を図るため、「とびまる」及び「ひらちゃん」(以下、キャラクターという。)を使用する場合の取り扱いについて、定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領に定めるキャラクターの名称は以下のとおりとし、そのデザインは別紙のとおりとする。

- (1) とびまる
- (2) ひらちゃん

(使用の届出等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ「とびまる」及び「ひらちゃん」使用届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用について告知をすれば届出書の提出を省略することができる。

- (1) 国、県、市及びその関係機関が公用で使用する時。
- (2) 報道機関が市政に係る報道及び広報の目的で使用する時。
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する時。
- (4) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する時。
- (5) 届出書を受理された者(以下「使用者」という。)が、届出書に記載された目的及び方法で使用する場合において、使用する用途を追加する時。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める時。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、速やかにその受理又は却下を決定し、「とびまる」及び「ひらちゃん」使用届出受理・却下通知書(様式第2号)により使用者に通知するものとする。

3 キャラクターの使用にかかる費用は、使用者が負担するものとする。

(使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、届出を却下するものとする。

- (1) 市の信用や品位を害する時。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある時。
- (3) 政治活動及び宗教活動に使用すると認められる時、又は、そのおそれがある時。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不相当と認める時。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出書に記載された目的及び方法で使用する事。
- (2) デザイン等、定められたキャラクターを正しく使用すること(使用する物件の形状等により、当該デザインどおりに使用することができないと市長が認める場合を除く。)。ただし、キャ

ラクターのデザインを損なわない範囲において、他の色を使用することができる。

- (3) 使用する物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等で確認ができるものをもって代えることができる。使用する物件を追加する場合も同様とする。
- (4) キャラクターを自己のものとして商標登録を行わないこと及び他の者に商標登録させないこと。
- (5) キャラクターの名前を変更して使用しないこと。

(届出書受理の取り消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出書の受理を取り消すことができる。

- (1) この取扱要領に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により届出書の受理を受けたとき。
- (3) 前条各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、届出書の受理を取り消したときは、「とびまる」及び「ひらちゃん」届出受理取消書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

3 届出書の受理を取り消された者が、取り消しによって損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

(キャラクター等に関する権利)

第7条 名称及びデザインなど、キャラクターに関する一切の権利は、平戸市に属するものとする。

(損失補償等の責任)

第8条 市は、キャラクターの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、キャラクター等を使用し作成した物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がキャラクターの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(台帳の整備)

第9条 市長は、第3条の規定による届出書を受け付けたときは、「とびまる」及び「ひらちゃん」使用台帳（様式第4号）により記録しなければならない。

(所管)

第10条 キャラクターの取扱要領に関する事務は、商工物産課において処理する。

(その他)

第11条 この取り扱いに記載されているもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。